

上越市立学校体育施設開放に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 6 日提出

上越市教育委員会教育長 早 川 義 裕

上越市教育委員会規則第 4 号

上越市立学校体育施設開放に関する規則の一部を改正する規則

上越市立学校体育施設開放に関する規則（昭和 5 2 年上越市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「学校クラブハウスを含む。」を削り、「図り、かつ、学校クラブハウスを利用に供することにより」を「図るとともに」に、「生徒」を「及び生徒」に改める。

第 2 条中「上越市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「教育委員会」に改める。

第 4 条及び第 5 条を削る。

第 6 条第 1 項中「在住、」を「在住し、又は」に改め、「で教育委員会に登録した者（以下「登録団体」という。）」を削り、「場合は」を「場合については」に改め、同条第 2 項を削り、同条を第 4 条とする。

第 7 条第 1 項中「登録団体の代表者は、」を削り、「ときは」を「団体は」に改め、同条第 2 項中「前項に規定する」を「前項の」に、「場合は」を「ときは」に、「可・否を決定したときは学校体育施設開放利用許可・不許可通知書を登録団体の代表者に交付する」を「利用の可否を決定したときは、学校体育施設開放利用^{許可}通知書により通知する」に改め、_{却下}同条を第 5 条とする。

第 8 条中「登録団体」を「団体」に改め、同条を第 6 条とする。

第 9 条第 1 号中「管理員」を「管理責任者」に改め、同条第 2 号中「学校に」を「学校の管理上」に改め、同条を第 7 条とする。

第 1 0 条中「原形」を「原状」に、「利用日誌」を「利用簿」に改め、同条を第 8 条とする。

第 1 1 条を第 9 条とし、第 1 2 条を第 1 0 条とする。

第 1 号様式から第 3 号様式までを次のように改める。

第1号様式（第5条関係）

学校体育施設開放利用許可申請書

年 月 日

（宛先）上越市教育委員会

団 体 名
〒
所 在 地
代表者名
電話番号
拠点中学校区

次のとおり学校の体育施設の利用を申請します。

利 用 目 的 及 び 種 目	利用目的	種 目			
	☐ 青少年育成の活動 ☐ 町内会の活動 ☐ P T A活動 ☐ 同好会、愛好者の活動 ☐ その他（ ）				
利用学校名	学校				
利 用 施 設 及 び 設 備	☐ 体 育 館 （ ☐ 全面 ☐ 片面） ☐ グラウンド （ ☐ 全面 ☐ 片面）				
利 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで				
	毎週 曜日				
	午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで				
利用予定人員	人				
利用責任者	氏 名		電話 番号	(昼)	(夜)

（上越市暴力団の排除の推進に関する条例に基づく暴力団の排除のための誓約）

- (1) 施設を暴力団の活動に使用しません。
 - (2) 施設の使用により暴力団に対し利益を供与することはありません。
 - (3) (1)又は(2)に反する場合は、この申請を却下され、施設の使用の許可を取り消され、又は施設の使用を中止されることを承諾します。
- ☐ 上記について誓約します。（☐にレ点を記入してください。）

第2号様式（第5条関係）

許可
学校体育施設開放利用 通知書
却下

第 号
年 月 日

様

上越市教育委員会

年 月 日付けで申請のあった学校の体育施設の利用について、次
と お り 決 定
の したので通知します。
理由により申請を却下

決 定	利用学校名	
	利 用 施 設 及 び 設 備	
	利 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
		毎週 曜日
		午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで
却 下	理 由	
備 考		

（付記）

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定について、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、教育委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第3号様式（第8条関係）

利用簿

(学校)

利 用 日	時 間	利用 面数	利用団体名・当日の利用人数		備 考 (破損・不具合の記録など)
月 日 ()	時 分～ 時 分	全面 半面		人	
月 日 ()	時 分～ 時 分	全面 半面		人	
月 日 ()	時 分～ 時 分	全面 半面		人	
月 日 ()	時 分～ 時 分	全面 半面		人	
月 日 ()	時 分～ 時 分	全面 半面		人	
月 日 ()	時 分～ 時 分	全面 半面		人	
月 日 ()	時 分～ 時 分	全面 半面		人	
月 日 ()	時 分～ 時 分	全面 半面		人	
月 日 ()	時 分～ 時 分	全面 半面		人	
月 日 ()	時 分～ 時 分	全面 半面		人	
月 日 ()	時 分～ 時 分	全面 半面		人	
月 日 ()	時 分～ 時 分	全面 半面		人	
月 日 ()	時 分～ 時 分	全面 半面		人	
月 日 ()	時 分～ 時 分	全面 半面		人	
月 日 ()	時 分～ 時 分	全面 半面		人	
月 日 ()	時 分～ 時 分	全面 半面		人	
月 日 ()	時 分～ 時 分	全面 半面		人	
月 日 ()	時 分～ 時 分	全面 半面		人	
月 日 ()	時 分～ 時 分	全面 半面		人	
月 日 ()	時 分～ 時 分	全面 半面		人	
月 日 ()	時 分～ 時 分	全面 半面		人	

備考 器具の破損又は鍵の不具合等があった場合は、学校又は 課に連絡してください。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。